

国家新聞出版総署（国家版權局）内部機構、 主要職責および人員編成に関する規定

2008年8月12日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

「国家新聞出版総署（国家著作権局）内部機構、主要職責および人員編成に関する規定」の公布に関する通知

「国务院機関設置に関する通知」（国発〔2008〕11号）に基づき、国家新聞出版総署（国家著作権局）（正部級）を設立し、国务院の直屬機関とする。また12の内部機構（正司局級）を設ける。

主な職責

（一）新聞出版、著作権管理の法律や法規の草案を起草する。新聞出版業の方針政策を制定し、新聞出版、著作権管理の規則を定め組織、実施する。

（二）新聞出版業の発展計画、産業発展計画、マクロ調整の目標および産業政策を制定し、実施を組織、指導する。全国の出版、印刷、複製、発行機関および出版物の輸出入機関の総量や構成、配置の計画を制定し組織、実施する。新聞出版分野の体制構造の改革を推進する。

（三）出版活動を管理監督し、重大な違法出版物や違法出版活動を調査処分し、または調査処分を組織する。出版活動に従事する民間機構への監督業務を指導する。

（四）新聞出版機関に対して業種の管理監督を担当する。参入、脱退の管理を行う。

（五）印刷物内容の管理監督を担当し、党および国家の重要文書・文献や重点出版物、教科書の出版、印刷、発行業務を組織し指導する。国家の古書の整理、出版計画を制定し、組織・調整業務を担当する。

（六）インターネット出版活動および携帯端末向け電子書籍や定期出版物、携帯端末向けの文学業務の新設について、審査許可および管理監督を行う。

（七）出版物市場の「ポルノー掃・違法出版物取締」計画を制定するとともに組織、実施する。違法出版物および違法出版活動の重大事件を調査処分し、また調査処

分を組織する。

(八) 出版物市場のマクロ調整政策や措置を制定し、実施を指導する。出版物市場の経営活動の管理監督業務を行う。

(九) 全国の報道機関の記者証の発行を監督し、国内の新聞雑誌社、通信社の支局機関と記者クラブの管理監督を担当する。重大な違法報道活動を調査処分する、また調査処分を組織する。

(十) 印刷業の管理監督を担当する。

(十一) 著作権業務を管理し、重大な影響を持つ著作権侵害案件や著作権侵害の涉外案件を調査処理、また調査処理を組織する。海外の著作権関係および著作権の国際条約対応事務の処理を担当する。

(十二) 新聞出版と著作権の対外交流および協力の関連業務を担当する。出版物の輸入管理業務を行い、出版物の輸出入を調整、推進する。

(十三) 党中央や国務院に命じられたその他の事項を請け負う。

内部機構

上述の職責に基づき、国家新聞出版総署（国家版權局）は12の内部機構を設ける（正司局級）：

(一) 弁公庁（財務司）

総署の重要事項の実施徹底を促し、調整する。電文業務、会議関連業務、機密業務、書類保管業務等、機関の日常業務を担当し、情報管理、保安、機密保持および投書・陳述処理業務を担当する。機関の財務、直属機関の行政事務経費、専門項目資金と内部監査業務を担当する。新聞出版機関の統計業務を担当する。

(二) 法規司

新聞出版、著作権管理の法律や法規の草案を起草する。新聞出版や著作権管理の規則と規範性文書を起草し、審査する。総署の行政処罰と行政強制書類の審査業務を担当

当し、総署の行政処罰の公聴、また行政復議（行政不服再審査）と行政応訴事項を担当する。総署の重要関係文書の起草と調査研究業務を担当する。

（三）総合業務司

総署の行政審査批准業務を組織、調整する。出版機関（インターネット出版を含む）、および関連の出版物の複製機関や発行機関の設立、変更の際の審査許可業務を担当する。新しい新聞の発行や定期刊行物の創刊、国内報道機関の支部および新聞雑誌の変更についての審査許可業務を担当する。ネット文学、ネット書籍と定期出版物およびゲーム出版物のインターネット上の発行に対して事前の審査許可を行い、携帯端末向け電子書籍と定期出版物、携帯端末向けの文学業務の開設に対して審査許可を行う。また、中外の合資や合作、および外資の出版物販売代理企業の設立、出版物の輸入機関の設立に対して審査許可業務を担当する。新聞出版行政の審査許可の改革業務を指導する。

（四）出版産業発展司

新聞出版業界発展改革の方針政策を制定する。新聞業、出版発行グループの改革方案の審査許可業務を担当する。新聞出版業と印刷業の発展計画、マクロ調整の目標および産業政策を制定する。新聞出版業と印刷業の関連政策とマクロ調整措置の制定に参与する。印刷業の総量、構成、配置の計画を制定し、組織、実施する。

（五）新聞報刊司

新聞および定期刊行物の総量、構成、配置の計画を制定し、組織、実施する。新聞（新聞社）および定期刊行物（雑誌社）の出版活動の管理監督を担当する。新聞および定期刊行物の重要なテーマ選定にあたっての登録業務を行う。新聞および定期刊行物内容の閲読審査と世評の分析業務を行うべく組織する。新聞雑誌の構成と発行総量をコントロールする。全国の報道機関の記者証の審査、発行、登録の監督業務と、管理業務を担当する。国内の新聞雑誌社、通信社の支局機関と記者クラブの管理監督を担当する。重大な違法報道活動を調査処分する、また調査処分を組織する。

（六）出版管理司（古籍整理出版規画弁公室）

図書、音響映像、電子出版機関の総量、構成、配置の計画を制定し、組織、実施する。出版期間の年間出版計画と重要なテーマ選定にあたっての登録業務を担当する。党や国家に関わる重要書類、重要文献、重点出版物、および教科書出版業務を組織、指導する。図書の閲読審査と音響映像製品、電子出版物の視聴審査について組織する。国家の古書の整理出版計画の組織、調整業務を担当する。輸入音響映像製品を審査する。国外の著作権者からライセンスを受けた電子出版物に対し審査許可を行う。出版

物の種類や書籍番号、出版番号の総量について、組織し、コントロールする。出版活動を行う民間機構に対する管理監督を指導する。

(七) 印刷発行管理司

出版物の印刷、複製、発行機関の総量、構成、配置の計画を制定する。出版物の出版、印刷、複製および発行の管理監督を行い、重大な違法出版物や出版活動を調査処分し、また調査処分を組織する。国家が制限する輸入印刷設備の審査業務を担当する。党および国家の重要文書・文献や重点出版物、教科書の出版、印刷、発行業務を組織し指導する。新聞出版分野の公共サービスを推進し、農家図書館、コミュニティ図書館プロジェクトを指導、組織、実施する。

(八) 科技・デジタル出版司

新聞出版業の科学技術発展計画の制定並びに指導、実施を行う。新聞出版業の科学技術進歩事業を組織、調整する。新聞出版業と印刷業の業種基準を制定し、組織、監督検査する。インターネットおよびデジタル出版の関係業種基準を制定する。国外の著作権者からライセンスを受けたオンラインゲーム作品の審査許可を行う。またネット文学、ネット書籍について管理監督を行い、携帯電話向け電子書籍の開設や携帯文学業務の管理監督を行う。ネットおよびデジタル出版の出版内容や出版活動の管理監督を実施する。インターネット出版およびデジタル出版の発展計画、管理措置を制定し、組織、実施する。

(九) 反非法・違禁出版物司（全国ポルノ一掃・違法出版物取締業務弁公室）

出版物市場およびインターネットでの「ポルノ一掃・違法出版物取締」の方針政策と計画を制定し、組織、実施する。「ポルノ一掃・違法出版物取締」の集中行動と、部門や地区を超えた「ポルノ一掃・違法出版物取締」業務を組織し、調整する。違法出版物や違法出版活動の重大事件を調査処分する、また調査処分を組織する。権利侵害である海賊版取締と「ポルノ一掃・違法出版物取締」の通報奨励の関連業務を担当する。

(十) 版權管理司

著作権の管理と保護、その使用についての政策を策定する。ソフトウェアの正規版化業務を組織し推進する。著作権集団の管理機構を設立し、審査ならびにその業務を指導する。作品の著作権登記と作品の使用にあたり法定許可業務を管理監督する。国家が所有する著作権作品の管理と使用を担当する。重大な著作権侵害案件を調査処分する、また調査処分を組織する。著作権の海外条約関連事項を担当する。海外および香港・マカオ・台湾の著作権関連の処理を行う。国際的著作権取引や、海外作品の著

著作権認証および作品の自主登録業務を管理監督する。国外の指定の著作権認証機関や、外国および国際著作権組織の、中国で設立した代表機構の審査許可業務を行う。

(十一) 対外交流・合作司（港澳台弁公室）

新聞出版および著作権方面の対外国または対香港・マカオ・台湾の交流および提携事務を担当する。政府間文化協定における新聞出版、著作権の関連項目についてその業務執行を担当する。国外出版物の中国での展覧、展示販売、および輸入の管理業務を指導、調整する。出版における「走出去（海外進出）」の方針と計画を策定し、出版物の輸出を組織、推進する。

(十二) 人事司

機関の人事管理および直属機関の所管幹部の管理業務を行う。機構および直属事業単位の機構編成、労働報酬、および関連人事業務を行う。新聞出版業の人材チーム設立の計画を制定するとともに組織、実施する。関係部門と共同で、従業員の職業資格管理と職業技能鑑定業務を指導する。

機構党委 機関および直属機関の党群業務を担当する。

離退職幹部業務弁公室 機構を離退職した幹部に関わる業務を行う、また、直属機関の離退職幹部に関わる業務を指導する。